

## 室町期の守護と国人

——吉田賢司氏の批判と反論に接して——

呉 座 勇 一

### はじめに

近年の室町時代研究の進展には目を見張るものがある。これには、若手研究者による精力的な実証研究が大きく寄与していると思われる。そして当該分野を牽引している研究者の一人が、『室町幕府軍制の構造と展開』（吉川弘文館、二〇一〇年、以下、『軍制』と略す<sup>(1)</sup>）を著した吉田賢司氏であることに異論を差し挟む者はおるまい。

吉田氏は、研究が立ち後れていた室町幕府の軍制を本格的に分析し、その基本構造を提示した。そして軍制という新しい視角から室町幕府の性格を捉え直そうとしたのである<sup>(2)</sup>。殊に、従来は室町幕府の安定期と評価されてきた足利義持・義教期の軍事制度を詳細に論じ、各地で同時多発的に勃発した地域紛争への対応の中で、幕府が次第に矛盾を抱え込んでいった様相をあますところなく描出した点は、大きな成果と言えるだろう。

ただ筆者の研究の中には、吉田氏と見解を異にする部分も含まれる。そのため、過去に拙稿の註で氏の主張に疑問を示したこともあった<sup>(3)</sup>、氏の議論全体に若干の批判を加えたこともあった<sup>(4)</sup>。

これに対し吉田氏は、自らの研究を『軍制』にまとめた際、筆者の理解を厳しく批判すると共に、筆者の吉田説批判に反論した。

筆者の専門分野は国人一揆であり、吉田氏の批判は筆者の研究の本筋には関与らない。しかし黙殺しては氏に対して失礼であるし、吉田説が学界の広範な支持を得て通説化しつつある現状を鑑みると、氏の批判に応答することには一定の意義があるだろう。

加えて、筆者の吉田氏に対する批判が口頭報告の形でなされたため、当日の報告を聴いていない方には、論争の詳細が分からないという問題もあり、その点でも、筆者の主張を活字の形で明示して論点を整理する必要があると考える。

以下では枝葉末節の批判、揚げ足取りではなく、室町期研究の一層の発展に貢献し得る本質的な問題提起を心がけたい。

## 一 吉田説の概要と意義

吉田氏の議論は多岐にわたるが、その主張の根幹は、応永末期に幕府の軍事編成が幕府―直属国人、幕府―守護―一般国人の二系列に分化する、という点にある。「直属国人」という用語は氏の造語であるが、『軍制』において必ずしも明確な定義がなされているわけではない。ただし、「のちの外様衆や奉公衆につながるような幕府直属の国人」(三四頁)、「奉公衆をはじめとする幕府直属国人」(一六四頁)、「奉公衆を幕府直属国人の部分集合と措定」(三六三頁)といった表現から、奉公衆に限定されない、より広い範囲を指し示す概念であることが推察される。

吉田氏が『軍制』序論第一章で述べているように、従来の室町幕府論では幕府直轄軍⇨奉公衆のイメージが強い。氏の真意を筆者なりに忖度すると、奉公衆偏重の研究史に対し、安芸毛利氏や石見益田氏など奉公衆以外にも幕府に直属する国人がいることを強調するために、あえて「幕府直属国人」という新しい言葉を用いたのであろう。

だが、番帳などの諸史料からメンバーを特定できる奉公衆と異なり、「直属国人」の場合、何をもちて「幕府に直属」していると見なすか、その基準の設定が難しい。この基準についても、吉田氏は明快に提示しているわけではないが、推定はできる。すなわち、「直属国人は幕府から直接軍勢催促を受け、幕府への戦況注進も守護とは別に行う」<sup>4)</sup>「幕府の安堵状や宛行状も・・・義持期になると守護指揮下の一般人には基本的に出されなくなるのに対し、幕府直属国人には引き続き発給され」(三四・三五頁)という記述から、幕府から軍勢催促状・

安堵状・宛行状を受給していること、守護を介さずに直接幕府に戦況注進していることなどを基準としていることがうかがえる。

「直属国人」という表現は別として、二系列という発想そのものは、將軍へ直属する地頭御家人(將軍直轄軍)と守護の指揮下に属する地頭御家人を区別した佐藤進一氏以来の古典的見解<sup>5)</sup>に依拠するものであり、吉田氏の独創ではない。しかし、幕府発給の国人宛て軍事関係文書を網羅的に検出・整理し、十五世紀前半という特定の時期を画期として鮮明に提示した点に吉田説の新しさがあった。

すなわち吉田氏は、幕府から各種文書を受給する国人を幕府に直結する「直属国人」、受給しない国人を守護の指揮下に配された「一般国人」と概念化して、両者が幕府の権力編成において明確に分離されていたことを主張したのである。

確かに文書発給の傾向としては、吉田氏の指摘する通りだろう。応永末年以降、幕府文書を受給する国人が限定されていくという事実を緻密な実証によって突き止めた氏の功績は大きい。

しかし、幕府文書受給国人の限定化という現象が軍事行動の実態を反映している点には疑問がある。なぜならば、たとえば現実の戦闘において、直属国人と守護―一般国人が別の戦闘単位として組織されていることを『軍制』は論証できていないからである。次章では、この問題について具体的な事例を掲げつつ論じていきたい。

## 二 守護の「軍役賦課」の対象範囲

かつて筆者は、享徳年間の事例ではあるが、伊勢守護一色義直が奉公衆の朝倉氏・海老名氏などに対して「合力」を要請している事実を

挙げ、守護による「直属国人」への独自の軍役賦課は必ずしも禁止されていなくても論じた。<sup>(6)</sup> なお市川裕士氏も同様に、諸上部権力と多元的な関係を結ぶ伊予大野氏の事例を念頭に、將軍に直属するか守護に従うかという吉田氏の二者択一的な議論の枠組みを批判している。<sup>(7)</sup>

これに対し吉田氏は「呉座・市川両氏は、幕府直属国人が守護の動員に応じた事例を強調するが、それらは『守護公権』に基づく軍勢催促（命令）ではなく、援助要請（依頼）に近いものである。呉座氏は、守護に対する幕府直属国人の『合力』を協力と解釈しつつも、これを『守護公権』による軍役賦課とみなしており、この点には疑問がある」と反論している（一七三頁）。

筆者の書き方が悪かったのかもしれないが、拙稿前掲註3論文における「協力」という言い回しは、朝倉氏や海老名氏ら奉公衆が守護被官的存在でないことを表現するためのものであり、奉公衆が守護の軍事指揮から独立していたことを主張する意図はない。吉田氏は、「直属国人」は「守護公権」に基づく軍勢催促の対象外である（守護の軍事指揮権が及ばない存在である）と理解しているようだが、守護と奉公衆との間には統属関係があるものと筆者は考えており、この点で吉田氏とは認識が異なる。

たとえば拙稿前掲註3論文でも取り上げた年未詳十一月十一日兵部卿法眼御房（親秀）宛て（海老名）信濃入道誓書状には「守護方志摩へ勢遣候子細候、預合力候へと、自京都、以状被申下候」（傍線は筆者が付した。以下同じ）と記されている。また十月二十八日兵部卿法眼御房（親秀）宛て（朝倉備後入道）常英書状には「泊浦を可責候とて、自一色殿、國中へ状を被廻候二ついて、悉かせ者お一人宛被立候」とある。

要するに今回の件では、守護一色氏は「國中」に対して「状」を「申下」している。よって守護が（奉公衆を含む）分国内の全ての国人に対して〈命令〉を下していることは明らかである。吉田氏は史料に「合力」と書かれているから自主的な〈協力〉であると考えているようだが、この解釈がそもそも不合理である。守護にとって分国内の国人は被官ではなく、守護公権に依拠した形でしか軍事動員できない存在、換言すれば自分の手勢（第五章を参照）とは区別される戦力なので、守護が国人に「合力」を命じることは当然であり、史料上で「合力」と表現されることは何ら不思議ではない。

右の構図は、他でも確認される。吉田氏も用いている事例であるが（一一四頁）、永享四年（一四三二）正月、大友・少弐氏との合戦で苦戦している大内持世を軍事支援することについて幕府内で議論が行われた。「満濟准后日記」によると、畠山満家は「公方御下知分ニテハ候ハテ、守護方ヨリ芸石両国合力事、可申付條宜存」と主張し、將軍足利義教はこの意見を容れて「芸石両国事、自守護山名方、可申付」と命じた。<sup>(10)</sup> 芸石守護の山名時熙が芸石国人に対して「大内への合力」を「申付」（命令）する、という構造が看取され、「合力」だから「命令」ではなく「依頼」である、という理屈は成り立たない。

また、この事例で興味深いのは、既に川岡勉氏の指摘があるように、「公方御下知」と「守護方」の「申付」という二つの軍勢催促方式が存在することが判明する点である。この時、足利義教は、安芸・石見・伊予の三ヶ国勢に九州下向を「早早被仰付」べしと主張する山名の意見を斥け、山名に「内々」による芸石国人の動員を命じている。

大内持世と持盛との家督争いへの対応が議題となった同年三月の諮問でも、山名が「上意」による備後勢への催促を求めているのに対し、

崑山滿家は幕府が公式に軍事介入することが大友・少弐氏を刺激し、かえって「天下大儀」「天下ノ御大事」を引き起こすことを恐れて、「上意」ではなく山名の「私儀」「内々儀」という形で芸石の両国勢に「申下」をするべきであると主張し、義教は崑山の意見を採用している<sup>(12)</sup>。当時、守護が分国内の国人を独自に動員することは容認されており、「上意」は軍勢促進を行う上で不可欠の条件ではなかったのである。

吉田氏は、この川岡氏の指摘について、「上意」「私儀」にかかわらず、幕府の主導する軍事動員は、幕府―守護―一般人と、幕府―直属国人の二つの指揮系統でなされていた」と論評を加えている（一三七頁）。守護に直属国人を指揮する権限はないのだという。

しかし、右に見た『満濟准后日記』の記述からは、「幕府―守護―一般人と、幕府―直属国人の二つの指揮系統」を読み取ることとはできない。逆に「芸石両国」という表現からは、（吉田氏が言うところの）「直属国人」と「一般人」を区別せず、国内の国人全般に対し一律に「合力」を「申付」している状況が浮かび上がる<sup>(13)</sup>。將軍の「上意」が伴わない「私儀」の軍事動員においても、守護は直属国人を含む全ての分国内国人に命令を下すことができたのである。

吉田氏は、直属国人は幕府から軍勢促進を受け、一般人は守護から軍勢促進を受けると理解している。だが現実には、同一の国人に対する軍勢促進が、幕府の政治判断に応じて、將軍からの命令（「仰付」）になったり守護からの命令（「申付」）になったりと変化するのである。よって、直属国人も「上意」の有無にかかわらず、守護の催促に従うべき存在であったと言えよう。

### 三 守護と「直属国人」の関係の真相

前章で論じたように、『満濟准后日記』の記述から、一般人は守護の「軍勢促進（命令）」を受ける存在だが、直属国人は守護の「援助要請（依頼）」に応じて「合力」するだけで「命令」は受けない、といった軍事制度を読み解くことはできない。にもかかわらず吉田氏は「上意」「私儀」にかかわらず、幕府の主導する軍事動員は、幕府―守護―一般人と、幕府―直属国人の二つの指揮系統でなされていた」と断言する。その主要な論拠は、十五世紀前半以降、幕府から文書を受給できる国人と、受給できない国人とに大きく二分される、という幕府文書の発給傾向にあると考えられる。

けれども、文書発給の傾向がストレートに「二つの軍事指揮系統」を導き出すかという点、疑問なしとしない。吉田氏が重視する幕府の発給文書とは、たとえば次のようなものである。

【史料1】 足利義教御内書写

於筑前国合戦事、早令合力大内左京大夫入道跡輩、可抽忠節也、

七月十六日  
（水野宅）  
（足利義教）  
（花押）

竹原安芸入道殿  
（小早川弘弘）  
（14）

永享三年六月の筑前での大内盛見戦死を受けて、幕府が奉公衆の小早川弘景に大内氏への「合力」（具体的には少弐・大友氏討伐のための九州への出陣）を命じた御内書である。同日・同内容の文書を毛利小法師丸も受け取っており、この事実を一つの根拠として、吉田氏は安芸の竹原小早川氏や毛利氏を「直属国人」と規定している。

以上の議論を念頭に置いて、左に掲げる【史料2】を見てみよう。

【史料2】 伊勢貞国書状案

就常州辺野心之輩出張事、被成下 御書候、被抽異忠節候者、可  
為神妙之由、被仰出候、

三十七

武州北一揆中

同 南一揆中

同 新一揆中

同 入西一揆中<sup>(16)</sup>

永享の乱（永享一〇〜一一年）で鎌倉公方足利持氏を滅ぼすと、幕府は山内上杉氏に鎌倉府の経営を委ねた。しかし旧持氏派<sup>(17)</sup>反上杉勢力は関東各地に残存しており、一色伊予守が常陸で蜂起した。こうした軍事情勢を背景に出されたのが【史料2】である。

右の史料の傍線部から、武州北一揆・南一揆・新一揆・入西一揆<sup>(18)</sup>に対し將軍足利義教の御内書が発給されたことが判明する。【史料2】は、幕府政所執事である伊勢貞国が義教御内書に対する副状として発給したものであろう。残念ながら御内書は現存しないが、【史料1】のような様式であったと考えられる。

吉田氏の論法に従えば、幕府から軍勢催促の御内書を受給する武州北一揆・南一揆・新一揆・入西一揆は、守護の軍事指揮から独立した「幕府直轄軍」ということになる。

ところが、【史料2】には興味深い関連史料が存在する。次に掲げよう。

【史料3】 伊勢貞国書状案

武州一揆中被成 御書候、早々可被遣之由、被仰出候、

三十七

修理大夫殿<sup>(19)</sup>

右の【史料3】で伊勢貞国は、武州一揆に対して「御書」が出されたので、それを一揆中に渡すよう、事実上の武蔵守護であった扇谷上杉持朝に伝達している。ここに見える「御書」が、【史料2】の「御書」（將軍足利義教の軍勢催促の御内書）と同じものを指していることは疑いない。

【史料2】だけを見ると、幕府から武州一揆に対して直接、軍勢催促が行われているように映る。だが【史料3】と併せて考察すると、現実には上杉持朝を介して將軍の御内書は一揆に届けられている。【史料3】のような副状は伝来しにくいので、大量に残された公的な文書から制度を復元しようとする現代の研究者は見落としがちだが、当時はこの種の手続き文書が広範に作成されていたと考えるべきだろう。

御内書や管領奉書といった（今に伝えられてきた）文書のみを眺めていても、文書の実際の動き、つまり送信経路を解明することはできない。たとえば、「直属国人」に宛てた軍勢催促の御内書と同時に、守護宛ての副状が発給され、守護を通じて「直属国人」に御内書もたらされた、といった可能性を考慮しなければならない（第六章を参照）。

また吉田氏は、直属国人宛て文書と一般国人宛て文書の書札礼の違っても論拠の一つとしている。すなわち、「守護が幕府直属国人に出兵を促す場合には、書下よりも厚礼な書状での伝達を基本とした」（一九八頁）、「指揮下でない軍隊に作戦行動を促す際には、厚礼な書状様式での依頼・要請が基本であり、これらを同一レベルで混同すべきではない」（二八三頁）と、筆者を批判している。

幕府文書の書札礼が幕府軍制を解明する上で一つの検討材料になることは筆者も否定しないが、書札礼の厚薄を軍事指揮権の有無に直結させて良いかどうかは、一段の検討が求められよう。たとえば幕府管領奉書には「被仰出候、恐々謹言」と「所被仰下也、仍執達如件」という二パターンの書止文言があるが、厚礼の前者は「依頼」（権限なし）で薄礼の後者は「命令」（権限あり）と吉田氏は解釈するのだからか（その場合、吉田説そのものが崩壊する<sup>(21)</sup>）。

以上の検討から、一つの推定に至る。幕府の軍勢催促状や感状の発給対象になるか否かという国人間の格差は、幕府系列か守護系列かという実質的な命令系統の相違に由来するというより、形式的な問題、すなわち家格の差を反映しているのではないだろうか、と。

総じて吉田氏の研究は、幕府が正式なルートで発給した公文書を網羅的に蒐集し、その署名者・充所を手がかりとして権限の変化を推測するという論理展開をたどる。だが「文書に署名しているということ」は実際にその権限を持っていたこととイコールである」という仮定を自明の前提とした研究方法には疑問が残る。桑山浩然氏がかつて論じたように、「権限と文書様式は必ずしもパラレルではなく、幕府内部の慣習や書札礼上の配慮などさまざまな要素がからんで一つの文書は成立している」（傍点は筆者が付した。以下同じ）ことに留意する必要がある。文書様式論の問題点に関しては第六章で詳述したい。

#### 四 「複線的な指揮系統」の「調和」という虚像

前章までの議論の大筋は、既に前掲註4の拙報告で提示しているが、これに対し吉田氏は「二つの指揮系統を固定的に理解しているわけ

はない」と反論している（二七二頁）。幕府から特別に権限を認められた場合、守護は直属国人を軍事動員することができる、と氏は説く。戦時においては、幕府軍制は柔軟に運用され、複線的な指揮系統の調和が図られた、というのである。

要するに、二つの指揮系統（直属国人は守護の軍事指揮から独立している）を基本原則としつつも、戦時には特例として、直属国人に対する守護の軍事指揮が認められることもある、というのが氏の理解である。

だが筆者は、吉田氏が「二つの指揮系統を固定的に理解している」点を批判しているわけではない。吉田説の前提となる、南北朝～室町期に幕府の軍事指揮系統が將軍系列と守護系列という形で明確に二分されていたという佐藤氏以来の通説的<sup>(22)</sup>理解そのものを疑問視しているのである。私見によれば、二つの命令系統が厳然と存在し、それが特別措置によって「調和」するのではなく、当該期にはもともと二つの系統など存在しないのである。

そこで、吉田氏が自説の根拠として取り上げた史料を再検討する。

【史料4】 足利義教御内書案写

① <sup>(持世)</sup> 大内新介・同中務少輔等令渡海者、<sup>(大内持世)</sup> 随修理大夫持世之催促、不及

注進令発向、可致忠節之由、先度触仰安芸国人等趣、仰付持世間、

催促之処、捧注進、可随御左右之旨、小早河美作入道以下及返答

云々、言語道断之次第也、所詮、敵方自九州雖渡海、亦持世九州

へ雖渡海、合力持世、可抽軍忠之由、可被相触、若猶有難洪輩者、

可被注申也、

<sup>(永享四年)</sup>  
十一月十六日

山名右衛門督入道殿<sup>(24)</sup>

この史料について、吉田氏は「義教が沼田小早川氏以下の動員と難渋者の注進を時熙に認め、た」（一七二頁）と述べている。本文書による將軍からの権限付与によって初めて、安芸守護山名氏は安芸の直属国人に対して軍事動員を行うことができるようになった、と氏は考えているようだ。

しかし【史料4】の記述から明瞭なように、幕府の「触仰」＝軍事動員は「安芸国人等」を対象としたものであり、「直属国人」限定ではない。当然、守護山名氏の「相触」の対象は直属国人に限定されない。山名氏は安芸守護としての本来の権限に基づいて、安芸国内の国人全般に大内持世への「合力」命令を出しているのである。

実際、山名時熙は永享四年十一月以前から「直属国人」への軍勢催促を行っている。左の史料を見てみよう。

【史料5】 山名時熙書状

毛利備中入道着陳事、自大内方注進候、上様御感にてこそ候へ、

大内方為御合力、当国<sup>(光房)</sup>之面々可有発向御教書、去年七月被成下候了、仍面々被捧御請之由、自大内方注進候、其後愚老<sup>(光房)</sup>両度以状堅令申候処、一度の御返事をも不承候、愚老をこそ人とハ不被思候共、上意をハ争可違背候哉、加様<sup>(光房)</sup>面々依御難渋、大内方已及難儀候由、注進申候、所詮、此状付候ハ、兩三日之内、皆々被打越候て、大内方の注進を可有取進上候、今度延引候てハ、定可有後悔候由、上意にて候、今日飯尾肥前<sup>(為種)</sup>・飯尾大利<sup>(保連)</sup>以兩人、堅被仰出候間、又令申候、先せて今度ハ私への返事を可承候、恐々謹言、

（永享四年）  
二月九日

小早河殿<sup>(25)</sup>

（山名時熙）  
常熙（花押）

上の史料の波線部から分かるように、山名時熙は永享四年二月以前に、小早川則平に二回も書状を送り、九州の大内持世のもとへの出動を督促している。守護山名氏が「直属国人」小早川氏に対する軍勢催促権を有していたことは明白である。

というより、時熙は永享四年正月二十三日に、義教から「芸石兩國事、自守護山名方、可申付」と命じられていたので（第二章参照）、時熙にとって（直属国人を含む）安芸国人への軍勢催促は安芸守護としての義務だったと言えよう。<sup>(26)</sup>【史料5】を読むと、安芸国人が「御請」を提出しておきながらなかなか参陣しないと大内持世から抗議され、苦慮する時熙の姿が目につく。

幕府から特別に権限を認められない限り、守護は「直属国人」に対して軍勢催促を行えないと吉田氏が考えるのは、『満濟准后日記』永享四年十月十日条を重視するからだろう。

この記事によれば、時熙は義教に対し、武田信繁と小早川則平は守護の成敗に應じない者であるので、自分が命じても出発しないのではないか、兩人へは「公方」＝義教から直接命じてほしい、と要望している。

けれども、この武田氏と沼田小早川氏の対応を「直属国人」全般に敷衍できるかどうかは疑問である。武田信繁は分郡守護であり、子息信業は義教の近臣である。小早川則平は將軍足利義持期に幕府使節として九州に下向した実績があり、永享四年五月には九州探題渋川満直の更迭を幕府に具申している。<sup>(27)</sup>両氏は幕府から安芸国人の中で別格的存在と位置づけられており、単なる「直属国人」ではないのである。<sup>(28)</sup>

現に、【史料5】の波線部から明らかなように、「直属国人」毛利氏は守護山名氏の軍勢催促に應じて九州に着陣している。守護の成敗に

応じない武田・小早川両氏のあり方は、むしろ例外的事象であろう。<sup>(29)</sup>

どうやら吉田氏は、【史料4】や【史料5】に見える小早川則平のサボタージュを守護山名氏からの独立性の表れと把握しているようだが、これも事実と相違する。【史料4】の二重線部によれば、則平は大内持世からの催促に対しても、注進状を提出して幕府の指示を確認すると返答して時間稼ぎをしている。こうした則平の態度は、【史料5】の波線部で時熙が非難しているように、守護の命令のみならず「上意」にも背くものであった。

小早川氏は「直属国人」としての矜持から守護山名氏の指揮下に入ることと潔しとしなかったのではなく、単に幕府からの軍役を忌避していただけなのである。

## 五 幕府の軍事編成の実態

以上の議論では、吉田氏が主張する、幕府―直属国人、幕府―守護―一般国人という二つの軍事指揮系統の实在に疑義を示した。だがもちろん、室町幕府が場当たりに戦争を遂行していた、と筆者は考えているわけではない。幕府はそれなりに合理的・効率的な戦時編制を行っていた。

まずは軍勢催促である。既述の通り、守護は分国内の直属国人・一般国人に対して軍勢催促を行う権限を（潜在的に）保持していたが、かといって、常に守護が全ての分国内国人を動員したわけではない。

一例を挙げれば、『満濟准后日記』正長元年八月十一日条には「美濃国人以下在国守護家人悉令用意、可致伊勢守護合力之由、可仰付美濃守護之由、可申管領由被仰出間、召齊藤因幡守（管領内者也）仰

含了、次近習土岐名字外山以下者共悉可罷下、致其用意、同可合力由被仰出了」という記述がある。伊勢国司北畠満雅の討伐にあたっては伊勢守護土岐世保持頼への合力が、二つのルートを通じて（伊勢の隣国である）美濃国の諸勢力に対して命じられた。すなわち、「美濃国人以下在国守護家人」（傍線部①）に対しては美濃守護土岐持益を介して、「近習土岐名字外山以下者共」（傍線部②）に対しては將軍足利義教が直接命令を下したのである。

この史料について吉田氏は「幕府―守護―一般国人（傍線①）と、幕府―直属国人（傍線②）」という二つの軍事指揮系統が、明確にあらわれている」（二一四頁）と述べている。確かに右の事例では、軍勢催促の任務が守護に一元化されていないことは間違いない。だが別々に命じられたのは、直属国人と一般国人の区分によるものなのだろうか。

傍線①で「在国守護家人」とわざわざ明記されていることから、「美濃国人」とは美濃に在国している国人と考えられる。一方、奉公衆の外山氏らは傍線②の「近習」「罷下」という表現から、在京していたことが分かる。よって、別々に命じられたのは、命令対象である国人の現在地の違いに起因するものと考えられる。

在京国人に対して將軍から直接命令を下すことは容易だが、在国人への伝達は手間がかかり、京都と分国との間に連絡網を持つ在京守護に委任した方が効率的である。<sup>(30)</sup> 拙稿前掲註3論文で明らかにしたように、仮に奉公衆であっても、在国している場合は守護からの命令を受領するのであり、將軍の軍勢催促権と守護のそれとが互いに独占的・排他的な形で並存しているわけではない。守護は直属国人に命令できず、また幕府は守護を介さずには一般国人に命令できない、とい



う吉田氏の硬直的な捉え方は再考を要する。

次に実際の戦闘である。永享年間の北九州での一連の合戦において、小早川氏や平賀氏など安芸奉公衆の軍功は、安芸守護山名氏の被官である犬橋満藤ではなく大内持世から幕府に注進されている一方、備後の山内氏の戦功は犬橋氏を通じて京都に注進された。

吉田氏はこの事実に着目し、国人↓守護(代)↓幕府と、幕府直属国人↓(総大将)↓幕府、という戦功注進の二つのルートを想定した(一一五頁)。しかしながら、犬橋を介在させるか否かという注進経路の違いは、本当に直属国人か一般国人かという格差を反映したものののだろうか。

吉田氏は犬橋満泰を備後・安芸守護代とみならず(一一四頁)、『満濟准后日記』では犬橋は一貫して「備後守護代」と表記されている。<sup>(31)</sup>

「安芸勢ハ備後守護代犬橋ヲ安芸堺へ遣、芸州勢可相催」という記述に明らか(32)に、犬橋の本務はあくまで備後守護代であり、安芸国人に対する軍勢催促は付随的な仕事にすぎない。

とすると、小早川・平賀両氏が犬橋を介さずに総大将大内持世を通じて注進しているのは、彼等が直属国人であるからというより、彼らが安芸国人であって、備後国人を担当する犬橋の指揮下にはいなかったからではないだろうか。

そして、戦場における軍事行動が右の推定を裏づける。永享五年八月十六日の筑前国二嶽城攻防戦における幕府軍の構成は、大内氏からの注進によれば、「備後勢・安芸勢・岩見・大内、四手同時二責入、即時二落居<sup>(33)</sup>」と国別編成であった。他方、直属国人と一般国人を別個の戦闘単位として組織している徴証はない。(「直属国人↓大内持世、一般国人↓犬橋満泰」というよりは「安芸勢↓大内持世、備後勢↓犬

橋満泰」と見た方が自然だと思う。

ただし、備後守護代犬橋氏が備後国人を率いるという指揮系統を固定的なものと捉えることはできない。同年同月十九日の筑前秋月城での戦いは、京都の山名時熙が受けた「備後国人江田」からの注進によれば、「犬橋(備後守護代)最前二城中へ切入、一城切落、仍方々同時責入、即時落居云々」だったという。ところがこの注進は誤報で、「此事ハ二嶽城事也。秋月城八月十九日事ハ、先度粉骨トテ犬橋勢ヲハ安間見物了云々」と訂正された。<sup>(34)</sup>

前掲の大内持世からの注進と総合して勘案すると、筑前二嶽城合戦の推移は次のようなものだった。すなわち、犬橋が手勢のみを率いて先鋒として城中に切り入り、城の一角を占拠した。その後に備後勢・安芸勢・石見勢・大内勢が四方から同時に城に攻め入ったのである。よって、備後守護代犬橋が常に備後国人を指揮していたわけではない。

備後国人の江田某が犬橋の戦功を証明する役割を担っている点も注目される。江田が犬橋の指揮下で戦っていたとしたら、指揮官である犬橋の戦功を江田が注進するはずがない。むしろ江田が「犬橋勢」＝守護軍ではなく、「備後勢」の一員として戦っていたことの証左と言えよう。

このように現実の戦闘では、直属国人が守護軍に配属されることもあるし、<sup>(35)</sup>一般国人が守護代の指揮下に入らないこともある。というより、国別編成を原則としつつ戦場においては臨機応変に編成替えが行われた、と捉えるべきだろう。だが吉田氏は頑なに「二系列」論に固執する。

たとえば寛正四年(一四六三)、安芸の毛利熙元は河内での畠山義就討伐戦に参加しているが、河州赤坂合戦の戦功を京都に注進したの

は安芸守護の山名是豊であった。<sup>(36)</sup>これはまさに、直属国人の戦功注進に守護が介在した事例であるが、吉田氏は山名是豊を「この合戦で総大将的な役割を果たしていた」と評価する(三五〇頁)。氏は幕府直属国人↓(総大将)↓幕府、という戦功注進のルートを絶対視しているので、自説を維持するために山名是豊を総大将とみなしたのである。要は「直属国人毛利氏は守護山名氏に従ったのではなく、総大将山名氏に従ったのだ」という主張と推察される。

けれども常識的に考えれば、義就追討戦の総大将は、義就と畠山氏の家督を争っている畠山政長だろう。実際、赤坂合戦での熙元の戦功に対しては畠山政長も感状を発給し、京都への注進を約束している。<sup>(37)</sup>この時期の管領は細川勝元であつて畠山政長ではないので、政長は総大将としての立場から感状を発給したと考えられる。

吉田氏は旧来の室町幕府軍制研究に対して、「軍事方針・軍勢催促・注進受理・戦功褒賞(安堵・宛行・感褒)などさまざまな業務が『軍事指揮権』の一語で括られ、誰がどこでどのように処理や決裁をしていたのか、具体的に詰め切れていない」と批判を加えている(一八頁)。おそらく、上記の問題を克服しようとして、氏は軍勢催促・拳状・感状・宛行状など幕府発給の軍事関係文書を蒐集、分類、整理して、各々に関して詳細な表を作成したのである。これらの表は学界の共有財産とも言うべき貴重な成果である。

しかし、軍勢催促・注進受理・戦功褒賞といった諸機能を個別具体的に検討したとしても、それらの分析結果が「義満期から義教期に移る過程で、幕府管轄国の国人層に対する軍事指揮が、幕府―直属国人と幕府―守護―一般人とに二分していった」(一一五頁)という結論へと収斂されていくのなら、それは畢竟「『軍事指揮権』の一語で

括」という行為に等しくならないだろうか。

前述のように、永享の北九州争乱では、軍事動員の段階では安芸守護山名氏―備後守護代犬橋満泰が安芸国人に催促を行っているが、安芸国人の着陣後、犬橋が前線で彼らを指揮した徴証はない。吉田氏もこの事実に着目しているが(一一五頁)、直属国人の独立性なるものを力説するに留まっている。真に重要な点は、軍勢催促の主体と戦闘指揮の主体が異なるという「ズレ」であつて、「二系列」の「軍事指揮権」という概念では捉えきれない複雑な実態にこそ幕府軍制の本質があると筆者は考える。

## 六 権限論の死角―中世文書の当事者主義―

ここまでの議論からも分かるように、基本的に吉田氏は、幕府・守護など権力の側が主体的に文書を発給して国人に対する支配を進めているという前提に立って主張を展開する。そうした研究姿勢が典型的に表れているのが左の事例である。

【史料6】 斯波義教管領奉書

属石見国守護代山名入沢四郎手、芸州発向事被聞食畢、可致忠節之由、所被仰下也、仍執達如件、

応永十二年十一月廿四日 沙弥(花押)

益田左近将監殿

応永十一年から十三年にかけて行われた安芸反守護一揆討伐戦に関する文書である。<sup>(39)</sup>吉田氏はこの文書を「軍勢催促状」に分類している(二〇五頁)。確かに「忠節を致すべし」とあるから軍勢催促状にも見えるが、石見国人の益田氏が既に安芸に出陣しているにもかかわらず、

あえて幕府が軍勢催促状を発給する必要があるだろうか。

吉田氏は言及していないが、この謎を解明する関連史料が、実は存在する。

【史料7】 斎藤玄輔書状

〔モト封紙ウハ書ナラン〕  
「ますた殿 さいとう

益田殿 玄輔

御在陣之由承及候、御辛勞察申候、早々落居候て御帰国候へか  
しと存候、兼又御感御教書事、申談守護殿候て上様へ伺申候、仍御  
教書申沙汰候て守護殿へ進候、御堪忍候とて御感候て目出候、毎  
事期後信候間、令省略候、恐々謹言、

〔応永十一年〕  
十一月廿五日 玄輔（花押）

益田殿<sup>(40)</sup>

右の書状では、幕府奉行人の斎藤玄輔が益田兼家に対し、「守護  
殿」＝石見守護山名氏利と相談の上で「上様」＝足利義満に「伺申」  
したところ、「御感御教書」（傍線部）の発給が決定し、自分が御教書  
を作成し「守護殿」に送付したことを報告している。この「御感御教  
書」が【史料6】を指すことは疑いない。【史料7】は【史料6】の  
副状ということになる。なお【史料6】と【史料7】の筆跡は一致す  
るので、【史料6】の右筆が斎藤玄輔であったことが判明する。

つまり【史料6】は軍勢催促状ではなく、着陣を賞する感状であつ  
た。もつとも、【史料7】の存在に気づかなかつた吉田氏が【史料  
6】を軍勢催促状とみなしたのも無理はない。室町幕府の感状におい  
ては合戦名や「尤以神妙」・「弥可被抽戦功」といった文言が入るのが

一般的だからである。氏のように、幕府発給感状を大量に蒐集・検討  
した研究者であればあるほど、【史料6】を感状とは把握できまい。

何の戦功も挙げておらず、ただ「御在陣」（二重線部）しただけの  
国人に感状を発給するのは、かなり異例と言える。このような感状が  
発給された要因は、斎藤玄輔がわざわざ益田兼家に首尾を報告してい  
ることを踏まえると、益田が斎藤を通じて申請したことに求められる  
だろう。そして義満は前線の厭戦気分を打破する必要から益田の要望  
に応えたものと見られる。吉田氏の研究は往々にして公文書発給の舞  
台裏への洞察を欠いている（第三章を参照）。

よつて【史料6】と【史料7】から、（少なくとも義満期において  
は）注進状の披露の前に指揮官である守護と相談すること、注進状を  
受理し披露した奉行人が感状の右筆になること、感状は奉行人から守  
護を経て、申請者＝国人に送られたことが分かる。

吉田氏は感状発給という行為に幕府側の政治的意図を見いだし、  
「系列的な権力編成」（四一頁）の一環として位置づける。だが幕府は  
必ずしも積極的・政策的に感状を発給していたわけではなく、むしろ  
国人の側が主体的に働きかけを行った結果、感状を獲得することがで  
きたという側面が強い。いわゆる「中世文書の当事者主義」と称され  
る（下からの動き）である。<sup>(41)</sup>

こうした構図は軍勢催促状においても見いだされる。吉田氏は前掲  
【史料5】について、「大内氏を介して着陣を京都に報告させたのは、  
大内持世から軍勢催促があれば、幕府へ注進におよばず出陣すべしと、  
義教が安芸国人らに命じていたためと思われるが、これは逆に、この  
ような命令がなければ、本人の『御請』が提出されていたことを示し  
ている」と推測する（二二六頁）。要するに、大内氏が「直属国人」

の小早川氏から「御請」を受け取ったのは、大内氏が幕府から特別に権限を付与されたから、というのが氏の理解であろう（第四章を参照のこと）。この理解は果たして成り立つだろうか。

そこで、「大内持世から軍勢催促があれば、幕府へ注進におよばず出陣すべし」という義教の命令が出た時期を、もう少し厳密に絞り込んでみたい。【史料4】の該当箇所（点線部①）を正確に訳すと、「大内持世を攻撃するために」大内新介・同中務少輔が（九州から中国地方に）渡海してきた場合、大内持世の軍勢催促に従い、幕府へ注進に及ばず出陣すべし」となる。この命令が出されるに相応しい時期を、当該期の北部九州の軍事情勢、特に大内氏の家督争いから探ってみよう。

実は【史料5】が出された永享四年二月九日の時点では、大内持世は北九州にいた。翌十日、持盛・満世の攻撃を受けて長門国樅に敗走する。その後、山名氏の支援もあり、持世はようやく勢力を盛り返し、三月には持盛を没落させた。勢いに乗る持世は、九州に渡海して持盛・満世を討伐せんと欲するようになる。<sup>(42)</sup>

永享四年四月の時点では、幕府は持世に「楚忽」に渡海することのないよう厳命している。<sup>(43)</sup>一方で幕府は五月、毛利氏・竹原小早川氏に對して、九州に没落した持盛・満世が防長渡海を企てていることを報じ、大内持世に合力するよう命じている。<sup>(44)</sup>以後も持世はたびたび九州渡海を願っているが、結局、持世の九州渡海が実現するのは翌永享五年の四月のことであった。<sup>(45)</sup>

つまり永享四年四月～五月の時点では、幕府の戦略は、持世を九州に渡海させて持盛・満世を討伐するという積極攻勢策ではなく、持盛らが防長に攻めてきた場合に備えるという防御策であった。十月にな

ると、菊池持朝を筑後守護に、大友親綱を豊後守護に補任するなど、持盛らへの包囲網を強化するが（前掲註45）、それでも「専守防衛」という基本線は変更されなかった。【史料4】の点線部①・②の記述は、防長の防衛を主眼に置いているという点で、まさに永享四年四月～十月の幕府の作戦構想に合致する。

したがって【史料5】が出された永享四年二月九日の時点では、「注進せず即時出陣」命令はまだ出されていない。「大内氏を介して着陣を京都に報告させた」原因として、「大内持世から軍勢催促があれば、幕府へ注進におよばず出陣すべし」と、義教が安芸国人に命じていた」ことを想定する吉田氏の推論は成り立たない。

むしろ注意を払うべきは、前掲【史料1】が、大内側（大内氏の京都雑掌である安富定範）からの働きかけによって発給されたという事実<sup>(46)</sup>の方だろう。吉田氏も指摘するように、永享三年七月十六日付の軍勢催促の御内書を芸石国人に届けたのは大内氏であり、御内書に対する国人たちの請文（「御請」）も大内氏を介して京都に送られた（一二五頁）。しかしそれは、大内氏が幕府から「権限」を付与されたことに起因するものではない。差出人が様式上の充所に直接送付するのはなく、その文書の発給によって権利・利益を得る受益者が文書の伝達を担う<sup>(47)</sup>という「中世文書の当事者主義」に基づく現象である。

文書様式から文書発給者の「権限」を「発見」し、幕府が国人たちを編成していくという（上からの規定性）を軸に「室町幕府軍制」を論じるのではなく、当事者主義を踏まえた（下からの視点）によって国人を取り巻く政治的・軍事的諸関係を説明することが重要である、と筆者は考える。

## おわりに

吉田氏本人は『軍制』の中で再三否定しているが、『軍制』での議論を追っている限り、氏が〈文書発給者＝権限保有者〉という視角に囚われているとしか思えない。

この点は既に新田一郎氏による的確な批判がある。吉田氏が「管領政治期の幕府軍政は、幕府奉行人と管領内衆とで構成される二つの基軸で運営された」(三二七頁)と述べたのに対し、新田氏は「奉行人の関与と管領の主導権とは、対抗的な関係にあるのではなく、事実上將軍不在で管領の主導のもとに『幕府奉行人と管領内衆の二つの基軸で運営された』のは、意思決定ではなく事務処理のプロセスであろう。事務処理機械としての奉行人は、將軍・管領また政所執事などによって共同利用されるのであり、『奉行人によって文書が作成された』ことは、意思決定のプロセスについて多くを語らない」と疑問を呈している。<sup>(48)</sup>

吉田氏は「幕府奉行人を意思決定の主体として論じたつもりはない」(三二七〇頁)と反論しているが、批判の趣旨を理解していないように感じられる。新田氏が「やや極端な表現」を用いたので誤解を招いた側面もあるが、新田氏の批判は、「管領が決裁するにしても、軍事に関わる実務を誰が担っていたのかを、具体的に明らかにしていかなければならない」(三三〇〇頁)という吉田氏の問題意識そのものに向けられているのである。筆者なりに「翻訳すると、「それを明らかにしたところで、どんな意味があるのか。本当に幕府軍制の解明に役立つのか」ということだ。

つまり、文書発給に至るプロセス総体を、軍事指揮系統とみなすか、単なる文書行政(事務手続き)とみなすか、という点に両者の見解の相違がある。「意思決定」という言葉を使っていないにせよ、奉行人が軍事に関わる「権限」を持っていたと吉田氏が考えていることは『軍制』の論述の端々から見取れる(三三〇〇・三三〇一頁)。

だが、幕府奉行人は將軍なり管領なりに命じられれば、軍勢催促状であろうと、禁制・過所、あるいは違乱停止命令であろうと、何でも出す。彼らにしてみれば、それがどんな性格の文書であろうと、奉行人奉書を作成するという仕事の本質には関係ない。軍勢催促状を発給したから「軍事に関わる実務を担う」、禁制を発給したから「行政に関わる実務を担う」などと分類するのは、あまりに形式的すぎて無意味だろう。なぜなら奉行人の軍勢催促状発給は「軍事処理」(二九九頁)ではなく、単なる「事務処理」、デスクワークだからだ。何をもって「軍事」とみなすのか、明確な定義を示すべきだろう。<sup>(49)</sup>

吉田氏に限らず、膨大な事例を表で示し、その推移・傾向から過去の「制度」の成立と展開を復元しようと試みる様式論的・制度史的な研究においては、権力側の主体的意思が強調されるあまり、〈下からの動き〉が捨象されてしまうことが少なくない。<sup>(50)</sup>最近は、史料集・データベースの整備充実を追い風に、その風潮が一層助長され、事例列挙から安易に「権限」を導く傾向が著しい研究を「大量処理型論文」<sup>(51)</sup>と揶揄する声すらある。

その一方で、『公権』や『権限』の存在を暗黙の前提として、その付与、移動、吸収を重視しつつ、支配や体制の形成、成立過程を理解する枠組み「発給文書の前提に『公権』という抽象的権限を措定する考え方の枠組み」<sup>(52)</sup>、いわば「権限論」的な研究視角を乗り越えよ

うとする取り組みが若手研究者の間で広まっていることも、近年の研究動向の一つである。<sup>(53)</sup>

筆者が愚考するに、〈上からの規定性〉を軸とした立論であるにもかかわらず「地域社会の多様な要素を把握」しようとする（もしくは把握できた）と主張する。吉田氏の研究は、方法的に矛盾を抱えている。筆者は氏の研究に大きな意義を認めているが、どこまで行ってもそれは〈制度史研究〉にしかならず、「社会構造側からの影響」（三六三頁）を説明する手法としては有効でない。

もとより〈制度史研究〉だから価値が低いなどと決めつけるつもりは毛頭なく、〈上からの視点〉と〈下からの視点〉は車の両輪である。しかし〈上からの視点〉、つまり権力側の視点に立った場合、室町幕府による地方支配の基軸が一貫して守護であったことは否定できないと思う。<sup>(54)</sup>「守護支配から独立的な地域や勢力」（三六四頁）という「例外」を強調することで川岡版「幕府―守護体制」論の相対化に挑んだ吉田氏の戦略は、残念ながら成功しているとは言えない。

真の意味で川岡説を相対化しようとするならば、〈下からの視点〉こそが求められよう。むしろそれは、かつて川岡氏が「下からの規定性が無限定に強調されすぎている」と批判した「地域社会論」<sup>(55)</sup>の単なる反復・再生産であってはならない。地域社会論は、国家権力を相対化する下からの自律的な秩序形成という面を過大評価してきた。「地域社会」の自律性、自己完結性を強調するあまり、権力との関係が抜け落ちてしまったのである。<sup>(56)</sup>

文化・宗教・思想などをも視野に入れることで、上からの政治支配秩序とは異なる形の自生的秩序を追究するという地域社会論の構想は、提起された段階では大きな意義があったと考える。しかし、今後はむ

しろ都鄙間の政治的関係の考究が求められるだろう。地域独自の宗教的秩序や地方文化も重要だが、上部権力と交渉する政治的力量的向上こそが地域社会を存立させる決定的な条件であった。それは「室町幕府による都鄙の権力編成」という視角では捕捉できない課題である。

以上の問題関心を、より客観的・実証的な方法論として具体化していくためには、やはり古文書学の手法に則る必要がある。

すなわち、体系的な制度像の構築を志向する中で、ともすると忘れられてきた「中世文書の当事者主義」という原則に立ち帰り、文書を手入・利用する中世人の自力救済に徹底的にこだわる、ということである。<sup>(57)</sup>

吉田氏の研究は学界の最先端を行くものであるだけに、現在の中世史研究の達成点と限界点の双方がそこに集約されている。「中世史の未来像」を切り拓くには、まずは氏の研究に学ばなければなるまい。氏の学説を肯定するにせよ、批判するにせよ。

## 註

(1) 以下、特に断らない限り、吉田氏の主張は全て同著書による。

また本論で言及する頁数も同書のものである。

(2) 山田徹「書評 吉田賢司著『室町幕府軍制の構造と展開』」（『日本史研究』五八八、二〇一一年）七〇頁。

(3) 拙稿「伊勢北方一揆の構造と機能」（『日本歴史』七一二、二〇〇七年）の註33。

(4) 拙報告「『都鄙関係を読みなおす』を読みなおす」（東京大学中世史研究会二〇〇八年七月例会・合評会「『室町・戦国期研究を読みなおす』を読みなおす」）。

- (5) 佐藤進一「室町幕府論」(同『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出一九六三年) 一二六頁。
- (6) 拙稿前掲註3論文、二六頁。
- (7) 市川裕士「南北朝・室町期における伊予国人大野氏の政治的動向」(『伊予史談』三四五、二〇〇七年) 一〇頁。
- (8) 「醍醐寺文書」(『大日本古文書』家わけ第十九、醍醐寺文書之四、八四三号)。
- (9) 「醍醐寺文書」(『四日市市史』第七卷、史料編古代・中世、二九八号)。
- (10) 「満濟准后日記」永享四年正月二十三日条。
- (11) 川岡勉「中世後期の守護と国人」(同『室町幕府と守護権力』吉川弘文館、二〇〇二年、初出一九八六年) 一六七・一六八頁。
- (12) 「満濟准后日記」永享四年三月十六・十七日条。
- (13) 類似の事例として、嘉吉二年(一四四二)の沼田小早川氏の兄弟対立が挙げられる。幕府は小早川持平が知行している所領を弟の熙平に沙汰付するよう遵行命令を出した。これに対し持平と一族被官は要害に楯籠もり所領引き渡しを拒否したため、十二月には幕府が安芸守護山名持豊に対し「合力熙平、可致忠節之旨、可被相触安芸国人等」と命令している。これを受けて持豊は、安芸守護代犬橋に対して「可有合力熙平之由、國中面々<sup>々</sup>可被申付候也」と命を下している。ここに見える「安芸国人等」「國中面々」についても、吉田氏は「一般国人のみで直属国人を含まない」と解釈するのであろうか。拙稿「室町期武家の一族分業」(阿部猛編『中世政治史の研究』日本史史料研究会、二〇一〇年) 八六二頁を参照のこと。
- (14) 「大日本古文書」小早川家文書之二、小早川家証文三三三三号。
- (15) (永享三年) 七月十六日足利義教御内書(『大日本古文書』毛利家文書之四、以下「毛利」と略す、一三五六号)。
- (16) 「政所方引付」(木下聡「結城合戦前後の扇谷上杉氏―新出史料の紹介と検討を通じて―」、黒田基樹編『扇谷上杉氏』戎光祥出版、二〇一二年、初出二〇〇九年、一一三・一一四頁)。
- (17) 佐藤博信「永享の乱後における関東足利氏の動向」(同『古河公方足利氏の研究』校倉書房、一九八九年、初出一九八八年) 四二・四三頁。木下前掲註16論文、一一五頁。
- (18) 拙稿「白旗一揆と鎌倉府体制」(佐藤博信編『関東足利氏と東国社会』岩田書院、二〇一二年) 一六二頁を参照のこと。
- (19) 「政所方引付」(木下前掲註16論文、一〇九・一一〇頁)。
- (20) 木下前掲註16論文、一二二・一二三頁。
- (21) なお直属国人が「守護の軍事指揮下に容易に入らなかった」ことを示す事例として、若狭守護武田信賢が近江直属国人朽木貞高に対して、若狭で蜂起した一色氏牢人の鎮圧への合力を懇切丁寧な書状で依頼している史料を吉田氏は挙げているが(三三〇頁)、守護が分国外の国人に「命令」できないのは当然であり、適切な挙証とは言えない。
- (22) 桑山浩然「書評 小川信著『足利一門守護発展史の研究』」(『國學院雑誌』八二―四、一九八一年) 一〇八頁。
- (23) ただし、このような「二つの指揮系統」が成立した時期については、論者によって見解の異同がある。佐藤進一氏は南北朝期に編成され応永初期に再編成されたと考えているが、福田豊彦氏は「奉公衆体制」の成立時期を義教期に求める(『軍制』八・九頁を

参照)。吉田氏は福田氏の「奉公衆体制」論を批判するが、義持・義教期という室町幕府の安定期に「二つの指揮系統」が成立したと考える点では福田説に近い。これに対し川岡勉氏は、「將軍―奉公衆系列と守護系列」の区別が明確になるのは、幕府の全国支配が後退し守護権力が相対的に自立する十五世紀中葉以降の現象であるとする（今岡典和・川岡勉・矢田俊文「戦国期研究の課題と展望」『日本史研究』二七八、一九八五年）。筆者は川岡氏の見解に基本的に賛同する。

(24) 『大日本古文書』小早川家文書之二、小早川家証文四九号。同四八号も参照のこと。

(25) 『大日本古文書』小早川家文書之二、小早川家証文四七号。

(26) 【史料5】の二重線部から、永享三年七月に幕府が安芸国人に対し軍勢催促の「御教書」を発給していることが分かる。吉田氏が指摘するように、永享三年七月の幕府の安芸国人宛て軍事文書としては、【史料1】など御内書しか確認できない（二二五頁）。

だが「当国面々」に発給されたという文言を活かそうとするなら、現存しないものの、「一般国人」宛てに軍勢催促の「御教書」＝管領奉書が発給されたと考えた方が自然だろう。要は、直属国人・一般国人の区別なく、安芸国人は幕府に根こそぎ軍事動員されたのである（ただし儀礼的な格差は存在した）。

(27) 拙稿前掲註13論文、八六〇・八七一頁。安芸の分郡守護武田氏が「直属国人」の中でも特別な存在であることは、吉田氏も認められている（一一五頁）。

(28) 当該期の沼田小早川氏は、地域社会において周辺の安芸国人と連携することよりも、在京活動によって將軍権力との直接的な関

係を強化することを重視していた。市川裕士「安芸国人沼田小早川氏と室町幕府・守護」〔『ヒストリア』二三三、二〇一二年〕三七頁を参照のこと。

(29) 武田氏と沼田小早川氏に關しても、守護山名氏からの独立が制度的に保証されているとは限らない。『満濟准后日記』永享四年正月二十三日条によれば、この時点で「安芸武田・小早河事、旧冬非重御成敗者、楚忽二不可罷立由被仰付歟、然者自守護方申状計ニテハ定可難涉歟」という懸念を足利義教は表明していた。つまり、永享三年冬に出された幕府からの待機命令が武田・小早川氏の出動拒否に影響している可能性があり、このような特殊事情がない場合は守護の命令に従うほかなかったとも考えられる。

(30) ちなみに山田徹「室町領主社会の形成と武家勢力」〔『ヒストリア』二二三、二〇一〇年〕は、室町幕府の国人編成が直属国人か一般国人かではなく、在京直臣か非在京勢力かという区分を基軸とするものであったことを論じている。注目すべき見解であろう。

(31) 嘉吉年間には安芸守護代としての活動が見える。註13を参照のこと。

(32) 『満濟准后日記』永享四年十月十日条。

(33) 『満濟准后日記』永享五年八月二十九日条。

(34) 『満濟准后日記』永享五年九月五日条。

(35) 文安元年の赤松満政討伐戦では、石見の直属国人である益田兼亮は「守護手」に属して戦っている。文安元年十一月二十二日畠山持国管領奉書〔『大日本古文書』益田家文書之一、以下「益田」と略す、一三九号〕を参照のこと。また市川裕士「伊予国人 大野氏と室町幕府・守護」〔『史學研究』二六九、二〇一〇年〕は、



伊予の直属国人である大野通繁の戦功を伊予守護の河野教通が幕府に注進している事例を紹介している(三〇頁)。

- (36) 寛正四年四月九日細川勝元管領奉書〔毛利〕一〇四号)。なお(寛正四年)五月十二日室町幕府奉行人連署奉書〔毛利〕一〇七号)も参照のこと。

- (37) (寛正四年)四月七日畠山政長感状〔毛利〕一〇三号)。

- (38) 〔益田〕八〇号。

- (39) この安芸国人一揆については、拙稿「南北朝～室町期の戦争と在地領主」〔歴史学研究〕八九八、二〇一二年)六二・六三頁を参照のこと。

- (40) 〔益田家文書〕八二軸之四。東京大学史料編纂所架蔵の写真帳に基づき翻刻した。

- (41) この問題に先鞭をつけたのが、(近年の「権限論」批判において槍玉に上げられることの多い)佐藤進一氏であったことはもつと留意されて良い。早島大祐『室町幕府論』(講談社、二〇一〇年)一六八頁、佐藤雄基『日本中世初期の文書と訴訟』(山川出版社、二〇一二年)一七頁を参照のこと。

- (42) 佐伯弘次「大内氏の筑前国支配」(川添昭二編『九州中世史研究』一、文献出版、一九七八年)二五五頁。

- (43) 『満濟准后日記』永享四年四月八・十三日条。

- (44) (永享四年)五月十二日足利義教御内書写(小早川家証文三一九号)、(永享四年)五月十二日足利義教御内書〔毛利〕一三五五号)。

- (45) 佐伯前掲註42論文、二五六頁。

- (46) 『満濟准后日記』永享三年七月十三・十七日条。

- (47) 佐藤進一『新版 古文書学入門』(法政大学出版局、一九九七年)九四・一二八頁。

- (48) 新田一郎「書評 吉田賢司『室町幕府の軍事親裁制度―義政期を中心に―』」〔法制史研究〕五七、二〇〇七年)二七九頁。

- (49) 吉田氏の「軍事」概念の曖昧さは「軍制」以外の論考でも目につく。室町期の内裏門役の勤仕形態を分析した吉田賢司「室町幕府の内裏門役」〔歴史評論〕七〇〇、二〇〇八年)は、同役が「室町幕府の武力編制を浮き彫りにしている」と結論づけるが、現実には軍事的合理性よりも家格を重視する儀礼的な性格が強いと考えられ、平時における奉仕が「戦時の軍役賦課・軍事編制と対応していた」かどうかは、より慎重な検討が必要だろう。

- (50) 佐藤雄基前掲註41書、一四・一五頁。

- (51) 桃崎有一郎「書評・水野智之著『室町時代公武関係の研究』」〔年報中世史研究〕三三、二〇〇七年)二五三頁。

- (52) 山田徹「南北朝期の守護論をめぐって」(中世後期研究会編『室町・戦国期研究を読みなおす』思文閣出版、二〇〇七年)六四・六六頁。

- (53) 前掲註52書が代表格だろう。「権限論」批判の急先鋒とも言うべき彼らが、「軍事指揮権」概念を振り回す吉田氏と濃密な学問的交流を行っているという事実は何やら皮肉である。

- (54) 川岡勉「書評 中世後期研究会編『室町・戦国期研究を読みなおす』」〔史林〕九二―五、二〇〇九年)一四四頁。

- (55) 歴史学研究会日本中世史部会運営委員会ワーキンググループ「『地域社会論』の視座と方法」〔歴史学研究〕六七四、一九九五年)。

(56) 川岡勉「中世後期の権力論研究をめぐる」(川岡前掲書)七頁。

(57) この意味で、佐藤雄基氏が最近提唱した「様式論的機能論から文書の機能論的研究へ」という古文書学の新機軸は多くの示唆を与えてくれる。佐藤雄基前掲註41書、二七・二八頁。なお、中世後期に関しては、田中克行『中世の惣村と文書』(山川出版社、一九九八年)に改めて学ぶ必要があると痛感している。

〔付記〕本稿は、二〇一〇年三月十九日に中世史研究会の例会(於東京大学)で行った報告「室町期の守護と国人」を基に作成したものである。当日は吉田賢司氏にもお越しいただき、活発な議論の応酬を通じて、筆者の理解を深めることができた。吉田氏をはじめ参加者の方々に厚く御礼申し上げます。